

言語的公正とは何か

ー福祉／厚生言語学(welfare linguistics)の原点を問うー

木村護郎クリストフ(上智大学)

1. はじめに

研究者はふだん、それぞれの研究領域の研究に邁進している。しかし時には、顔をあげて周りを広くみわたし、自らの研究の学問的・社会的位置づけや意義について再考することが不可欠だろう。本発表は、その際、「言語・コミュニケーションを、人間・文化・社会との関わりにおいて取り上げ、そこに存在する課題の解明を目指」¹す本学会に関わる研究の参照軸として「福祉／厚生言語学(welfare linguistics)」(以下本文中ではWL)を改めてとりあげ、その基盤として「言語的公正」に注目する意義を提起する。

WLを提唱した対談において徳川(1991: 99)は「言語学と倫理学なんて、いままでほとんど関係ないこととしてやってきたと思います。でもこのあたりで一度考え直してもいいのではないかと、思いました」と述べている。これまでのWLに関する議論ではば看過されていたこの提起からWLの再出発をはかる展望を示すのが本発表の目的である。以下の問題意識や理論的前提の整理をもとに、当日は、具体的な事例を交えて検討したい。

2. なぜ改めて福祉／厚生言語学(welfare linguistics)か

近年、様々な国や地域で社会の分断が問題化しているが、ましこ(2016)は日本の「社会言語学」内部にも「別世界」が併存しているのではないかと指摘している。ましこはそのことによる問題として、領域ごとの棲み分けによって「より高次の問題設定がまったく展開されない」(2016:184)ことを危惧している。ましこは「社会言語学」を冠した日本語の文献を念頭においていたが、英語でも、例えば、いずれもHandbook of Japanese Sociolinguisticsと題して斯界の研究の包括的な提示をうたう二つの書籍(Henrich & Ohara (Eds.), 2019; Asahi, Usami & Inoue (Eds.), 2022)は、かなり異なる内容になっている。前者は日本を多言語社会として提示することに重点を置き、後者は日本語に目を向けている。焦点の当て方が異なることはあってしかるべきであるが、同一題名で内容が異なるのは紛らわしいという点をさておいても、同じ時空間を対象とする異なる動向が単に併存することが学問のあり方として望ましいとは思われない。このことは狭義の「社会言語学」をこえた関連領域との関係にもあてはまる。

関心対象や方法論の違いをこえた、より包括的な観点、ましこの言い方を借りればいわば「より高次の問題設定」として提唱されたのがWLである。徳川(1999: 90)は、「WLこそ言語学の全体像であるべきで、従来の言語学は、その中の一部と考えるようになればいいとさえ考えます。」と述べている。村田・森本・野山(2013)は、WLにつながる言語研究のあるべき姿として、「研究成果の社会貢献」と「トランスディシプリナリー(学際的研究)」の2点が徳川の発言からあげられるとしている。しかし研究成果はどのように社会貢献につながりうるのだろうか。また学際的な研究には具体的にどのような可能性があるのだろうか。

3. 福祉／厚生言語学の展開

1999年の提起以来、WLは繰り返し取りあげられてきたが、スローガンないしラベルとして言及されることがほとんどで、概念や理論の掘り下げはほとんど行われず、その内実はまだ十分に検討されてこなかった。しかし近年、理論的・実質的な研究が提示されるようになっていく。尾辻・熊谷・佐藤(編)(2021)は、WLをタイトルに含む最初の書籍である。その第一章で、ハインリッヒ(2021)は、はじめてWL命名の由来に立ち戻って、厚生経済学(welfare economics)を参照してWLの理論化を検討している。ハインリッヒ(2021: 24)は、「不平等性は、単に言語の相違や多様性の一つの側面ではなく、不平等性と言語の多様性は分離できない現象なのである。」と述べて、不平等性を考察することがWLのさらなる発展

¹ 「社会言語科学会とは」 <https://www.jass.ne.jp/about/information/>

に重要だとする。社会言語学が変異を含む広義の言語の多様性を扱う研究領域であり、言語の多様性が不平等と不可分であるとするれば、社会言語学は不平等性の問題を避けてはおれないはずということになる。こうして、ハインリッヒ (2021:5) によれば、「WLとは、(1) コミュニケーションに対する抑圧と排除を起こす社会構造、制度、慣行を認識し、(2) 抑圧、排除されたグループと個人に力を与えるために、(3) 抑圧と排除に対処する方法を推進し、(4) 最大限の社会言語的福祉と個人の幸福をもたらすことをめざす(5) 第二言語学習と第二言語使用の新しい実践を促進するアプローチである。」ただし、(5) は、ハインリッヒが同論文でとりあげる言語教育に限定されているので、WLの一般的な定義としては取り除いてかまわないだろう。ハインリッヒの論を受けて、熊谷・佐藤 (2021:68) は、「つまり、ウェルフェア・リングイスティクス

の基盤には、公正な社会づくりをめざす社会的公正 (social justice) の理念があると言えるだろう」としている。さらに、山下 (2024) は、言語に関する社会的な問題を解決しようとする姿勢においてWLは批判的社会言語学と共通することを指摘したうえで、「問題を解決することによって得られるウェルフェアだけではなく、積極的な幸せに資するような言語研究の可能性」を提起する。これは、「WLの目的は単に「弱者を助ける」、あるいは「批判的である」ことではなく、むしろ「新しいプランを立てる」活動なのである。」(ハインリッヒ, 2021:25) というハインリッヒの提起と共振する。ただし、「具体的に、どのような理論に基づき、そのような課題を考えていくかは今後の宿題である」(山下, 2024:53) としている。このような近年の提起をふまえると、WLのさらなる展開のためには言語に関して公正や幸せを積極的に考察する理論が求められる。石崎 (2024) がWLにおける社会貢献に関してとりあげる「ケイパビリティ」がそのような理論の構築に資する可能性があることを次節で検討する。

なお、谷口 (2024) は、「調査研究自体が、対象となる個人の生活の質やコミュニティのあり方を改善することを目指すもの」として「福祉言語学」を提起する。この方向性は、「高齢者福祉」のような、より焦点をしばった「福祉」概念に基づく研究のアプローチとして、徳川が念頭に置いていた「言語学の全体像」としてのWLとは区別されるだろう。「全体像」としてのWLの方は、着想のきっかけとなった welfare economics の一般的な訳語 (厚生言語学) にあわせて「厚生言語学」とするのがよいかもしれない。

4. 言語的公正 (linguistic justice) 論の展開

言語と公正の関連は、学問的な掘り下げがほとんど行われてこなかった領域といえよう。日本においては、正義／公正を検討する領域として、近年、例えば気候変動などに関して「環境正義」や「気候正義」という概念がみられるようになったが、言語正義・言語公正という概念は依然としてなじみがない。言語に関して公正を主題とした書籍として木村・吉田 (2008) と飯田 (2018) があるが、前者は論文集であり、公正概念自体を考察していない。また通訳者の介入に関する公正の基準を追究した飯田の提示する公正介入基準は実験に基づく記述的性格が強いものであり、公正なコミュニケーションに関する規範的な理論構築は今後の課題としてあげられている。

CiNii の論文検索でも、正義は 59403 件、公正は 37633 件、うち環境正義／公正が 200 件近いのに対して、言語正義は 7 件、言語的不公正は 1 件、言語公正および言語的公正は 0 件であった (2024 年 12 月 28 日)。うち、公正に関する理論の検討としては、坂本 (2011)、堀田 (2019) がある。ただし、前者はマジョリティとマイノリティの言語習得の費用負担について、後者は裁判過程の言語コミュニケーションの評価基準について検討したものであり、一般化できる公正の理論ではない。

CiNii 検索であげられた他の論文はいずれも英語による海外の研究の紹介である。Piller (2016:5) は、社会的公正が言語についてとりあげられることはきわめてまれであると述べているが、英語による海外の研究では、ここ数十年の間に、「言語的公正」に関する議論が行われるようになり、急速に拡大している (De Schutter & Robichaud, 2016)。応用言語学の観点から公正の問題に正面から取り組んだ Piller (2016) は、言語学習において個人に焦点をあてる限界を指摘し、社会的な条件にも目を向ける必要性を示唆している。

個人の状況と社会的な条件をふくめて言語的な公正を考える理論的な可能性として近年注目されているのが、「潜在能力」と訳されてきた「ケイパビリティ」(capability) である。不平等や正義 (公正) を考えるうえで潜在能力に注目してきたセンによれば、「潜在能力は「様々なタイプの生活を送る」という個人の自由を反映した機能のベクトルの集合として表すことができる」(セン, 2018:68)³。それは「われわれが持っている真の選択肢を明らかにする。この意味において、潜在能力は実質的な自由を反映したものである」(セン, 2018:80)。そして「潜在能力に基づく正義の評価では、人々の要求は、それぞれが持っている資源や基本財によって評価されるのではなく、価値ある生き方を選択する自由が実際にどのくらい享受されているかで評価される」(セン, 2018:143) とのことである。山下 (2024) が言及していた幸福という側面も考察に含まれ

² Justice の訳語としては、「公正」「正義」などがあるが、本発表では、一方的な主張の正当化にも使われやすい「正義」よりも「公正」を使う。

³ 機能とは、「ある状態になったり、何かをすること」(セン 2018: 67) を指す。

る（セン、2011、特に13章）。

潜在能力と公正に関するセンの議論には障害やジェンダーなどさまざまな観点がとりあげられているが、言語は登場せず、このこと自体、言語に関する公正が意識されていないことを示している。しかし近年、この概念を言語的公正にあてはめる議論が行われるようになっていく。Shorten (2017:616)は、個人の言語能力と言語環境の相互作用によって人々の生活に不都合が生じることをとらえるために潜在能力アプローチが有効であるとする。この考え方によれば、言語的に不利な立場というのは、まさに潜在能力が奪われた状態を指す。潜在能力アプローチをはじめて言語的公正論に直接導入した Lewis (2017)も、潜在能力に注目することで、社会的な制約を含めて言語的公正をとらえることができるとしている。例えば、個人の言語的レパートリーをどのように社会的に生かすことができるかを示すために潜在能力の概念が有効だということになる。これらの議論は、言語的公正の考察にとっての潜在能力アプローチの意義に注意を喚起するものである。一方、Brando & Morales-Gálvez (2023)は、これまで潜在能力の議論が言語抜きに行われてきたことを問題視し、言語的公正を公正／正義をめぐる議論に組み入れる必要性を提起する。言語の側面を考えあわせない社会的公正論には限界があるという指摘といえよう。

これらの論が原理的な考察を行うのに対して、より実践的な方向性も検討されはじめている。言語政策の多角的な評価を行うために潜在能力アプローチを活用することをめざすのが Gialdini (2024)である。Gialdini は、言語的公正に向けた言語政策の指標を開発する試み(Gazzola, Wickström & Fettes, 2023)を評価しつつ、政府の行う言語選択の影響に焦点をあてるその見方が狭すぎるとして、潜在能力アプローチがより広い範囲を扱える対案になるとする。具体的には、国家の政策が関わりうる言語的公正の次元として、(1) アイデンティティ、(2) 健康、(3) 法的安全、(4) 教育、(5) 機会均等と社会的な包摂、(6) 公共圏への参加をあげ、それぞれに関わる潜在能力と、その潜在能力を構成する機能をあげている。たとえば、健康に関しては下記のようなことになる（表）。このような基準を設定することで、言語的公正の観点から政策評価を行うことができるようになるということである。

表 健康に関する言語的公正（Gialdini, 2024:36 にもとづいて木村作成）

言語的公正の次元	言語に基づく潜在能力	機能の例
健康	差別なく健康ケアを享受すること	・ 医師や看護師と意思疎通をはかること ・ 処方箋や医療報告を自分の優先言語で受け取ること

5. 考察一言語的公正論の意義と課題

前節でみたように、言語的公正論は、社会と言語の関連性に公正という観点を導入し、また公正をめぐる議論に言語を組み込もうとするものである。ハインリッヒが指摘するように言語多様性については不平等が不可避であること、また社会のなかで言語が果たす役割を考えると、言語的公正論は言語の社会的側面の研究にとっても、社会的公正の研究一般にとっても、重要な貢献をすることができるはずである。これまでこのような理論的検討が行われてこなかったことは驚くべきことであり、その原因自体、解明すべき研究課題に含められるだろう。

研究動向としては、言語的公正論は、言語権論を源流とした展開であるとされる（Gialdini, 2024: 27）。その意味で、これまで展開されてきた言語権論を補強するものといえる。しかし、権利保障をこえて社会制度の変革をも念頭においた議論として、より射程が広いと考えられる。一方、この利点と表裏一体の問題として、権利主張とは異なり、具体的な焦点が明確ではないという限界も考えられる。また潜在能力アプローチのみで全ての課題を含みうるかも精査が必要である。さらに、公正だけが追究すべき唯一の価値ではないため、公正さのみを基準とすることには慎重となるべきだろう（Peled, 2017）。ケアの倫理や、日本において重視されてきた「思いやり」の倫理といった別の観点との接続可能性が大切になるだろう。

6. おわりに一福祉／厚生言語学の今後に向けて

厚生経済学において検討されてきた潜在能力アプローチを言語面に応用しようとする近年の言語的公正論の動向は、倫理的な色合いが濃い厚生経済学との類推からWLを発想した徳川の直観的な問題提起がいかにか先駆的であったかを示している。いわば研究がようやくその提起に追いついてきたといえよう。言語的公正論は、社会貢献を念頭においた学際的な研究領域としてWLの好例である。しかし、単に新しい個別領域を形成するにとどまらず、どこにどのような解明すべき課題が存在しているかを見極めるための手がかりを提供することで、個々の研究領域をこえたWL全体の一つの基盤として位置づけられるのではないだろうか。言語権論において、日本から独自の展開がみられたように（木村, 2020）、言語的公正論についても、WLの視点を含めた日本からの貢献が待たれる。

参考文献

- Asahi, Yoshiyuki & Usami, Mayumi & Inoue, Fumio (Eds.). *Handbook of Japanese Sociolinguistics*. De Gruyter Mouton.
- Brando, Nico, & Morales-Gálvez, Sergi (2023). Capabilities and Linguistic Justice. *Political Studies*, 71(3), 676-694.
- De Schutter, Helder, & Robichaud, David (2016). Van Parijsian linguistic justice - context, analysis and critiques. In De Schutter, Helder, & Robichaud, David (Eds.). *Linguistic Justice. Van Parijs and his critics*, pp. 1-26. Routledge.
- Gazzola, Michele, Wickström, Bengt-Arne, & Fettes, Mark (2023). Towards an index of linguistic justice. *Politics, Philosophy & Economics*, 22(3), 243-270.
- Gialdini, Cecilia (2024). Language-based capabilities to conceptualise linguistic justice. *Language Problems and Language Planning* 48(1), 26-47.
- ハインリッヒ, パトリック (2021). ウェルフェア・リングイスティクスとは. 尾辻恵美・熊谷由理・佐藤慎司 (編) とともに生きるために—ウェルフェア・リングイスティクスと生態学の視点からみることばの教育, pp. 11-35. 春風社.
- Heinrich, Patrick, & Ohara, Yumiko (Eds.) (2019). *Routledge Handbook of Japanese Sociolinguistics*. Routledge.
- 堀田秀吾 (2019). 言語的正義: 言語使用をめぐる情報的正義. 明治大学教養論集, 540, 29-40.
- 飯田奈美子 (2018). 対人援助における通訳者の倫理—公正なコミュニケーションに向けて—. 晃洋書房.
- 石崎雅人 (2024). 言語コミュニケーション研究の社会貢献再考. 社会言語科学, 27(1), 18-30.
- 木村護郎クリストフ (2020). 障害学的言語権論の展望と課題. 社会言語学, 別冊 3, 15-33.
- 木村護郎クリストフ・吉田奈緒子 (編) (2008). アジアにおける公正な言語政策に向けて—第5回新渡戸記念国際シンポジウム記録. 上智大学ヨーロッパ研究所 & 日本エスペラント学会.
- 熊谷由理・佐藤慎司 (2021). 公正な社会づくりをめざしたトランスランゲージング理論とその実践. 尾辻恵美・熊谷由理・佐藤慎司 (編) とともに生きるために—ウェルフェア・リングイスティクスと生態学の視点からみることばの教育, pp. 67-102. 春風社.
- Lewis, Huw (2017). Realising linguistic justice: resources versus capabilities. *Journal of Multilingual and Multicultural Development*, 38(7), 595-606.
- ましこ ひでのり (2016). 書評 不思議な社会言語学受容の伝統—「戦後日本の社会言語学」小史・補遺— 田中春美・田中幸子編著『よくわかる社会言語学』(ミネルヴァ書房, 2015年). 社会言語学, 16, 174-187.
- 村田和代・森本郁代・野山広 (2013). 巻頭言 特集「ウェルフェア・リングイスティクスにつながる実践的言語・コミュニケーション研究」. 社会言語科学, 16(1), 1-5.
- 尾辻恵美・熊谷由理・佐藤慎司 (編) (2021). とともに生きるために—ウェルフェア・リングイスティクスと生態学の視点からみることばの教育. 春風社.
- Piller, Ingrid (2016). *Linguistic Diversity and Social Justice. An Introduction to Applied Sociolinguistics*. Oxford University Press.
- Peled, Yael (2017). Language and the limits of justice. *Journal of Multilingual and Multicultural Development*, 38(7), 645-657.
- 坂本徳仁 (2011). 言語の費用負担と言語的正義の問題. 生存学研究センター報告, 16, pp. 103-117.
- セン, アマルティア (池本幸生訳) (2011). 正義のアイデア. 明石書店.
- セン, アマルティア (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳) (2018). 不平等の再検討—潜在能力と自由, pp. 299-314. 岩波現代文庫.
- Shorten, Andrew (2017). Four conceptions of linguistic disadvantage. *Journal of Multilingual and Multicultural Development*, 38(7), 607-621.
- 谷口ジョイ (2024). 福祉言語学の再構想. 社会言語学, 24, 1-10.
- 徳川宗賢・J.V. ネウストブニー(1999). ウェルフェア・リングイスティクスの出発. 社会言語科学, 2(1), 89-100.
- 山下仁 (2024). 批判的社会言語学とウェルフェア・リングイスティクスの接点: あらたな批判的社会言語学の可能性について. 言語文化共同研究プロジェクト 2024, 2023, pp. 41-54. 大阪大学大学院人文学研究科言語文化学専攻.